

第24回管理栄養士国家試験受験要領

厚生労働省

受験に関する書類作成に当たっての注意

- 本要領は必ず熟読すること
- 記入に当たっては誤りのないようにすること
- 書類の提出期限は厳守すること
- 合格発表まで大切に保管すること
- 出願書類に不備がある場合、受験できないことがあるので注意すること

第24回管理栄養士国家試験受験要領

1 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

2 試験期日

平成22年3月21日（日曜日）

3 試験科目

管理栄養士国家試験の科目は次のとおりである。

- ア 社会・環境と健康
- イ 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
- ウ 食べ物と健康
- エ 基礎栄養学
- オ 応用栄養学
- カ 栄養教育論
- キ 臨床栄養学
- ク 公衆栄養学
- ケ 給食経営管理論

4 受験資格

- (1) 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、厚生労働省令で定める下記のアからオまでに掲げる施設において、3年以上栄養の指導に従事した者（平成22年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。）
 - ア 寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
 - イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
 - エ 栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
 - オ アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設
- (2) 修業年限が3年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む。）である栄養士養成施設〔(5)に該当する養成施設を除く。〕を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまでに掲げる施設において2年以上栄養の指導に従事した者（平成22年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）。
- (3) 修業年限が4年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む。）である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまでに掲げる施設において1年以上栄養の指導に従事した者（平成22年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。）。

- (4) 修業年限が4年である**管理栄養士養成施設**を卒業して栄養士の免許を受けた者（平成22年3月31日までに卒業見込みであって、栄養士として登録される見込みの者を含む。）。
- (5) 修業年限が3年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第5条の4第3号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者。
- (6) 経過措置により、平成17年3月31日において、改正前の栄養士法で規定する受験資格に該当する下記の者（平成22年3月31日までの間、改正前の受験資格で管理栄養士国家試験を受けることができる）。

〈改正前の栄養士法で規定する受験資格〉

- ① 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまでに掲げる施設において2年以上栄養の指導に従事した者。
（平成17年3月31日までに、2年以上の実務が終了していることが必要）
- ② 修業年限が3年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む。）である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のAからオまでに掲げる施設において1年以上栄養の指導に従事した者。
（平成17年3月31日までに、1年以上の実務が終了していることが必要）
- ③ 修業年限が4年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む。）である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者。

【受験資格及び提出書類一覧】

※受験を希望する者は、下記により受験資格及び提出書類を確認のうえ作成すること。(別紙)

1 受験資格	2 提出書類 提出期間：平成22年1月8日(金)～1月15日(金)	3 試験日	4 追加で提出する書類 提出期間：平成22年4月1日(木)～4月7日(水)	5 合格発表
(1) 実務終了者 ○修業年限2年又は3年又は4年の栄養士養成施設を卒業した者であって、規定の実務を終了している者 ※経過措置により、平成17年3月31日において、改正前の栄養士法で規定する受験資格に該当する者は、平成22年3月までは改正前の受験資格で受験が可能。	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ④ 免許等照合書 (別紙様式第4) ⑤-1 実務証明書 (1年又は2年又は3年) (別紙様式第5の①) ※第13回以降の受験票を持っている者は、④及び⑤-1の提出は必要ない。		なし	
(2) 実務終了見込者 ○修業年限2年又は3年又は4年の栄養士養成施設を卒業し、規定の実務経験を終了見込みである者 (平成22年3月31日までに、規定の実務を終了見込みの者)	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ④ 免許等照合書 (別紙様式第4) ⑤-2 実務終了見込証明書 (別紙様式第5の②) 〔平成22年3月31日までに3年又は2年又は1年以上の実務に従事する見込みであることを証明する書類〕	平成22年 3月21日(日) ↑ 受験後提出	⑤-3 実務終了証明書 (別紙様式第5の③) 実務終了証明書の提出がなかった場合には、受験が無効となるので注意すること。	平成22年 5月7日(金)
(3) 既卒者 ○修業年限4年の管理栄養士養成施設を卒業した者 ○修業年限3年の栄養士養成施設(特例)を卒業した者	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ④ 免許等照合書 (別紙様式第4) ※第13回以降の受験票を持っている者は、④の提出は必要ない。		なし	
(4) 卒業見込者 ※1 ○修業年限4年の管理栄養士養成施設を卒業見込みである者 (平成22年3月31日までに、修業年限4年の管理栄養士の養成施設を卒業見込みの者)	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ⑥-1 卒業・履修見込証明書 (養成施設が作成) 〔平成22年3月31日までに必要な単位を履修し、養成施設を卒業する見込みであることを証明する書類〕	↑ 受験後提出	⑥-2 卒業・履修証明書 (養成施設が作成) 〔平成22年3月31日までに必要な単位を取得し、養成施設を卒業したことを証明する書類〕 ⑦ 栄養士免許取得(見込)照合書 (養成施設が取りまとめ) 〔平成22年3月31日までに栄養士免許登録が行われていることを証明する書類〕	

※1：卒業見込者は、受験に必要な書類を養成施設へ提出し、養成施設が期日までに試験地を管轄する地方厚生局に書類を提出すること。また、卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、出願時に④の書類も提出すること。なお、⑦の書類を追加で提出する必要はない。

5 受験の手続

願書等の作成について、本受験要領を熟読し、記入例を参考の上、誤りのないようにすること。書類の不備があった場合や、受験資格の確認ができない場合には、受験できないことがあるので十分に注意すること。

(1) 提出書類（P 3 「(別紙) 受験資格及び提出書類一覧」参照）

ア 全ての受験者が提出する書類

- ① 受験願書（別紙様式第1）
- ② コンピューター入力カード（別紙様式第2の①又は②）
- ③ 写真台紙（別紙様式第3）

イ 4の受験資格(1)、(2)、(3)、(6)-①、②のいずれかに該当する者（受験資格に実務経験が必要な者）が提出する書類

- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤-1 実務証明書（別紙様式第5の①）
- ⑤-2 実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）
- ⑤-3 実務終了証明書（別紙様式第5の③）

※ 願書提出時に規定の実務を終了している者は「実務証明書」（⑤-1）を提出すること。

※ 平成22年3月31日までに実務を終了する見込の者は、「実務終了見込証明書」（⑤-2）を提出すること。

なお、「実務終了見込証明書」を提出した者は、規定の実務を終えたことを証明する「実務終了証明書」（⑤-3）の提出が必要であり、期限内（平成22年4月1日（木）～同年4月7日（水））に提出されない場合、受験は無効となるので注意すること。

※ 第13回以降の受験票を所持している者は、この受験票の提出をもって、④及び⑤-1の提出を省略できる。

（受験票の氏名に変更があった場合には、これらが確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。）

ただし、第19回以降の試験を受験した者で、所持している受験票の試験について、「実務終了見込証明書」を提出後、期日までに「実務終了証明書」を提出しなかった場合、その試験の受験資格が無効となっており、受験票の添付が不可であるので注意すること。

ウ 4の受験資格(4)、(5)、(6)-③のいずれかに該当する者（受験資格に実務経験が不要な者）が提出する書類

- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑥-1 卒業・履修見込証明書
- ⑥-2 卒業・履修証明書
- ⑦ 栄養士免許取得（見込）照合書

※ 平成22年3月31日までに卒業する見込の者は、「卒業・履修見込証明書」（養成施設が作成）を提出すること。

なお、「卒業・履修見込証明書」を提出した者は、養成施設を卒業したことを証明する「卒業・履修証明書」（養成施設が作成）及び、栄養士免許登録が行われていることを証明する「栄養士免許取得（見込）照合書」（養成施設がとりまとめ）を提出すること。

※ 第13回以降の受験票を所持している者は、この受験票の提出をもって、④の提出を省略できる。

（受験票の氏名に変更があった場合には、これらが確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。）

ただし、第19回以降の試験を受験した者で、所持している受験票の試験について、「卒業・履修見込証明書」を提出後、期日までに「卒業・履修証明書」及び「栄養士免許取得（見込）照合書」を提出しなかった場合、その試験の**受験資格が無効となっており、受験票の添付が不可**であるので注意すること。

(2) 提出方法

4の受験資格(1)、(2)、(3)、(6)-①、②のいずれかに該当する者（受験資格に実務経験が必要な者）が提出する書類

1) 作成した書類は、所定の大きさとし、次の順序で左側上隅をクリップでとめておくこと（ホッチキスではとめないこと）。

(a) **願書受付期間内：平成22年1月8日（金）～同年1月15日（金）**に提出

- ① 受験願書
- ② コンピューター入力カード
- ③ 写真台紙
- ④ 免許等照合書
- ⑤-1 実務証明書 又は、⑤-2 実務終了見込証明書

(b) **追加書類受付期間内：平成22年4月1日（木）～同年4月7日（水）**に提出
⑤-3 実務終了証明書

2) ①から⑤-2の書類の提出に当たっては、別紙様式の封筒（角2号、幅24cm×33.2cm）を使用し、受験を希望する試験地の地方厚生局（P12参照）あてに、必ず書留郵便で送ること。書類は折り曲げないこと（折り曲げた書類は、開いて封筒に入れること）。

なお、**受験願書の提出は平成22年1月15日（金）までの消印有効**とし、受験を希望する試験地の地方厚生局以外に届いた書類は受け付けない場合があるので、送付する際には十分注意すること。なお、期限を過ぎて提出されたもの等は着払いにて返送する。また、原則として書留郵便での送付とするが、やむを得ず持参する場合は、平成22年1月15日（金）17時までとする。

3) ⑤-3の書類の提出に当たっては、市販の角2号封筒を使用し、願書を提出した地方厚生局に、必ず書留郵便で送ること。また、封筒の表には、朱書きで「第24回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載すること。

なお、**追加書類の提出は平成22年4月7日（水）までの消印有効**とする。

4の受験資格(4)、(5)、(6)-③のいずれかに該当する者（受験資格に実務経験が不要な者）が提出する書類

○既卒者

1) 作成した書類は、所定の大きさとし、下記の順序で左側上隅をクリップでとめておくこと（ホッチキスではとめないこと）。

(a) **願書受付期間内：平成22年1月8日（金）～同年1月15日（金）**に提出

- ① 受験願書
- ② コンピューター入力カード
- ③ 写真台紙
- ④ 免許等照合書

2) ①から④の書類の提出に当たっては、別紙様式の封筒（角2号、幅24cm×33.2cm）を使用し、受験を希望する試験地の地方厚生局（P12参照）あてに、必ず書留郵便で送ること。書類は折り曲げないこと（折り曲げた書類は、開いて封筒に入れること）。

なお、**受験願書の提出は平成22年1月15日（金）までの消印有効**とし、希望する試験地の地方厚生局以外に届いた書類は受け付けない場合があるので、送付する際には十分注意すること。なお、期限を過ぎて提出されたもの等は着払いにて返送する。また、原則として書留郵便での送付とするが、やむを得ず持参する場合は、平成22年1月15日（金）17時までとする。

○卒業見込者

卒業見込者の受験に関する書類の提出は、養成施設が取りまとめて行うこと。

1) 作成した書類は、所定の大きさとし、書類は①から③の順序で左側上隅をクリップでとめ、最後に⑥-1をつけること（ホッチキスではとめないこと）。

(a) **願書受付期間内：平成22年1月8日（金）～同年1月15日（金）**に提出

- ① 受験願書
- ② コンピューター入力カード
- ③ 写真台紙
- ⑥-1 卒業・履修見込証明書（養成施設が作成）

(b) **追加書類受付期間内：平成22年4月1日（木）～同年4月7日（水）**に提出

- ⑥-2 卒業・履修証明書（養成施設が作成）
- ⑦ 栄養士免許取得（見込）照合書（養成施設が取りまとめ）

2) ①から③の書類は、受験者本人が作成し、養成施設へ提出する。

3) 養成施設は受験者から提出された①から③の書類と、養成施設で作成した⑥-1を取りまとめて提出する。なお、提出に当たっては、必ず書留郵便で、平成22年1月15日（金）まで（消印有効）に送ること。また、封筒の表には、朱書きで「第24回管理栄養士国家試験受験申込書在中」と記載すること。

- 4) ⑥-1、2及び⑦の書類は養成施設が作成し、提出すること。なお、⑥-2と⑦の提出に当たっては、平成22年4月1日(木)から同年4月7日(水)まで(消印有効)に必ず書留郵便で願書を提出した地方厚生局に送ること。なお、受験を希望する試験地によって送付先が異なるので十分注意すること。

また、封筒の表には、朱書きで「第24回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載すること。なお、期限を過ぎて提出されたもの等は着払いにて返送する。また、原則として書留郵便での送付とするが、やむを得ず持参する場合は、平成22年1月15日(金)17時までとする。

6 書類提出に当たっての注意点

- ・ 願書等の記入を誤った場合には、各様式の「注意」にある訂正方法によること。
- ・ 必要事項はすべて記入すること。
- ・ 提出書類に記入する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、外国人登録原票)に記載されている文字を使用すること。
- ・ 受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。
- ・ 受験に関する書類を受理した後は、受験地の変更は認めない。
- ・ 受験願書提出後、住所等に変更があった場合には、受験票が確実に届くよう、郵便局に必ず変更届けを提出しておくこと。

コンピューター入力カード(別紙様式第2の①又は②)

- ・ 複写式のため強く記入し、切り離さないこと。切り離した場合は、3枚をクリップでとめておくこと。

写真台紙(別紙様式第3)

- ・ 所定の大きさ(縦11cm×横25cm)の写真台紙に必要事項を記入して、提出前6ヶ月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した縦6cm、横4cmの上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入した写真を貼り付けること。なお、スナップ写真は不可とする。現在無職及び学生の場合、勤務先は空欄で構わないが、連絡先の電話番号(携帯可)は、必ず日中つながるものを記入すること。

免許等照合書(別紙様式第4)

- ・ 栄養士免許証及び養成施設の卒業証書(証明書)を、免許等照合書(別紙様式第4)に転記し、保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の本庁(一部除く)へ各原本を持参の上、照合を受けること。
- ・ 結婚や転居等により氏名、本籍等を変更している場合は、すみやかに書換えの申請を行い、その上で照合を受けること。書換えの手続きに時間を要し、照合を受けられない場合は戸籍謄本(又は抄本)を持参し、照合を受けること。
※名簿の訂正：栄養士法施行令第3条に定められているとおり、本籍地都道府県名、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。
- ・ ※卒業時から氏名を変更している場合(卒業証明書と栄養士免許証の氏名が異なる場合)は、戸籍謄本(又は抄本)を持参し、照合を受けること。
- ・ 4年制の管理栄養士養成課程(P26の養成施設コード番号一覧参照)に入学し、

これを履修した者は、「3. 履修証明書の写し」の該当部分に○印をつけ、履修証明書を卒業校より入手し、持参の上、4年制の管理栄養士養成課程を履修している者であることの照合を受けること。

- **学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科**（P27の養成施設コード番号一覧参照）に入学し、これを履修した者は、「3. 履修証明書の写し」の該当部分に○印をつけ、履修証明書を卒業校より入手し、持参の上、専攻科1年又は2年を履修している者であることの照合を受けること。
- 該当専攻科を修了した者は、専攻科の卒業証書（証明書）を免許等照合書に転記し、コンピューター入力カードについても専攻科の学校名、学校コード、卒業年月を記入すること。

実務証明書（別紙様式第5）

- 実務証明書は、厚生労働省令で定める施設において、栄養士が栄養の指導に専従した場合、証明が得られるものであり、施設の証明者は、虚偽により証明書を作成した場合には、罰せられることがある。
- 第24回の受験要領に示す実務証明書様式でなければ出願はできない。
- 実務施設の名称、所在地は**実際に仕事をしている施設（実務施設）**を記入すること。
- **証明欄A**は実務施設の証明をとること。
- 実際に仕事をしている施設（実務施設）と雇用されている会社が異なる（委託や派遣など）場合は、証明欄A（実務施設）の証明、証明欄B（雇用されている会社）の証明をとること。
- 証明はいずれも**職印**とすること。施設において職印がない場合には、施設長の個人印でも構わない。なお、証明欄A（実務施設長）の証明すべき1～4の内容に訂正を要する場合は、証明欄Aの実務施設長の印により訂正すること。（出願者個人の印、B欄の証明印での訂正は不可）
- **実務施設が2ヶ所以上の場合**は各々作成し、**実務期間（実務終了見込期間を含む）が合計して規定の年数以上であること**（日数を合計する場合は、31日をもって1か月とする）。様式は、コピーを使用しても構わない。
- **実務施設が2ヶ所以上**であり、一方の施設で規定の実務期間の一部を終え、他方で不足の実務を行っている場合は、実務証明書（別紙様式第5の①）及び実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）を作成し、提出すること。この場合、実務終了見込証明書に該当する期間の実務を終えたことを証明する**実務終了証明書（別紙様式第5の③）を平成22年4月1日（木）から同年4月7日（水）までに提出すること。**
- **パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合**であっても、**週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合**については、実務として認める。なお、週3日で1日8時間や、週5日で1日5時間等の場合は実務として認められない。
- 4の受験資格の(1)、(2)、(3)に該当する者で、実務終了見込証明書を提出した者にあつては、平成22年3月31日（水）までに規定の実務を終えた証明書が、**平成22年4月1日（木）から同年4月7日（水）まで（消印有効）**に提出されないときは、当該受験は無効とする。

- ・ **実務の施設が倒産等でなくなった場合は、実務を証明する書類として、下記の3点を提出すること。**
 - 1) 当該施設が存在していたことを証明できる書類
(施設が存在していた地域を管轄する保健所等で、施設が実在していたことを証明できるもの。保健所の登録、登記簿謄本など)
 - 2) 当該施設に勤務していたことが証明できる書類
(職業安定所が発行する当時の雇用保険加入証明、又は勤務期間分全ての給料明細書など)
 - 3) 栄養士としての業務内容が証明できる書類
(当時の雇用者や上司から、勤務期間及び業務内容について記載してもらう)
- ※上記3点の提出ができない場合、実務内容・実務期間の確認ができないため、実務期間として認めない。

卒業・履修証明書（養成施設が作成）

- ・ 4の受験資格の(4)に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業・履修証明書、栄養士免許取得（見込）照合書が、**平成22年4月7日（水）まで（消印有効）**に提出されないときは、当該受験は無効とする。

7 受験手数料納入の方法

- (1) 受験手数料の納入方法については、6,800円の額に相当する収入印紙（郵便局等で販売）を所定の場所に貼ること（都道府県の収入証紙では受験できない）。
なお、収入印紙には消印しないこと。（出願者個人の印等で消印した場合、無効となるので注意すること。）
- (2) 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

8 受験票の送付

受験票（葉書）は、平成22年3月5日（金）に投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定であるが、平成22年3月12日（金）までに受験票が到着しない場合は、受験願書を提出した地方厚生局に問い合わせること。

9 試験会場

試験会場については、受験票送付時に案内する。なお、会場に関する問い合わせには応じられない。

10 合格者の発表（※電話での合否照会には応じられません。）

合格者は、**平成22年5月7日（金）午後2時**に厚生労働省、地方厚生局にその受験地、受験番号を発表する。厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）においても合格者受験番号のみを掲載するが、合格証書による確認を必ず行うこと。

合格証書（葉書）は、平成22年5月7日（金）に、厚生労働省より投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定である。平成22年5月14日（金）までに合格証書が到着しない場合は、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室に問い合わせること。本人確認が必要のため、本人以外からの照会には応じられない。

受験願書提出後に住所が変更になった場合は、必ず郵便局に変更届を提出しておくこと。

なお、合格後の免許の申請は、住所地の都府県庁又は保健所が窓口となっているので、合格証書に記載されている書類を持参の上、申請すること。

11 その他

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年12月22日（火）までに厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

合格証書未着、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合の問い合わせ先

厚生労働省健康局総務課

生活習慣病対策室 管理栄養士国家試験担当

電話番号 03 (3595) 2440

Eメール kanrieyoushi@mhlw.go.jp（障害者専用）

<お知らせ>

～第25回(平成23年3月実施予定)管理栄養士国家試験の留意点について～

第25回国家試験から、全ての受験者が新しい国家試験受験資格となる(11ページ図参照)。

第13回国家試験以降の受験票を所持している者は、その受験票の提出により、第24回(平成22年3月実施予定)国家試験までは、実務証明書及び免許等照合書を省略できるが、第25回国家試験は、その受験票の提出により実務証明書及び免許等照合書を省略することは認められないこととなるので注意すること。

なお、第26回以降の国家試験については、第25回以降の受験票の提出により、実務証明書及び免許等照合書の省略を認める予定である。

【Q&A】

Q1. 栄養士免許取得前からの実務は受験資格の実務経験期間に含めることができますか？

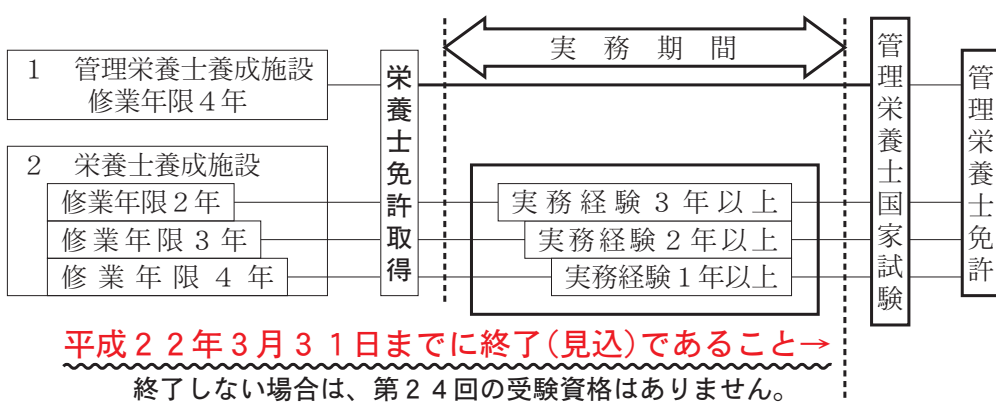
A. 栄養士免許取得**後**から実務経験期間に含めることができます。

Q2. 経過措置の受験資格はいつまでに実務を終了する必要がありますか？

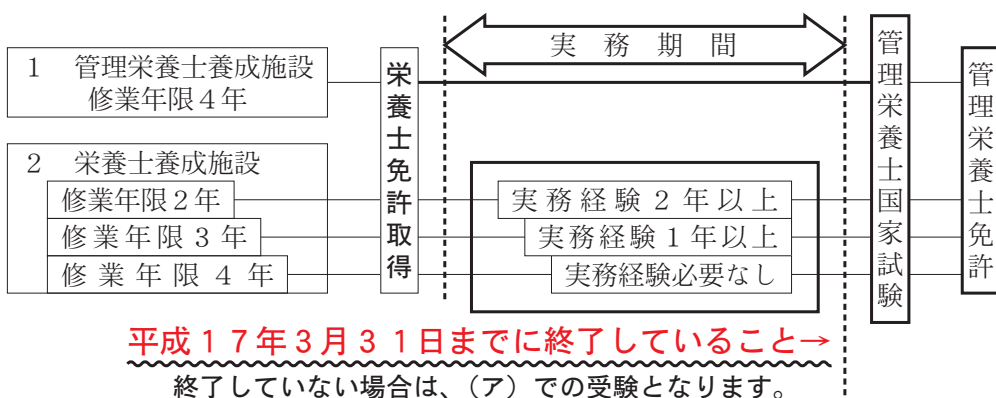
A. 平成17年3月31日までに実務を終了する必要があります。終了していない場合は、新しい受験資格での受験となります（下記（イ）参照）。

（参考）受験資格について

（ア）新しい国家試験受験資格（平成17年度の国家試験（第20回）より）



（イ）経過措置による受験資格（平成22年3月31日まで）



Q3. どのような施設が実務施設として認められるのですか？

また、どのような業務が実務経験とみなされるのですか？

A. 厚生労働省令（栄養士法施行規則）で定める（実務証明書に示されている）施設において、栄養士として採用され、栄養指導業務（献立作成，食品材料の選択，栄養に関する教育，栄養に関する調査研究，栄養行政に関する業務，栄養に関する相談、指導，栄養に関する知識の普及向上）に専従していなければなりません。販売員、調理員等の栄養指導業務以外の業務も同時に行っている場合は実務経験とみなされません。

【願書送付先】

試験地ごとの願書送付先は、下記のとおりとする。

なお、東京都、岡山県の試験地を管轄する地方厚生局の所在地は、それぞれ、埼玉県、広島県である。

窓口は行政機関の休日を除く、9時から12時、13時から17時までです。

試験地	地方厚生局 所在地
北海道	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階 北海道厚生局 電話番号 011(709)2311
宮城県	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1丁目1番20号 花京院スクエア21階 東北厚生局 電話番号 022(716)7331
東京都	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東信越厚生局 電話番号 048(740)0810
愛知県	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1丁目15番1 名古屋合同庁舎第3号館 東海北陸厚生局 電話番号 052(971)8831
大阪府	〒541-8556 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 近畿厚生局 電話番号 06(6942)2241
岡山県	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館 中国四国厚生局 電話番号 082(223)8181
福岡県	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第2合同庁舎 九州厚生局 電話番号 092(472)2370
沖縄県	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎西棟2階 九州厚生局沖縄分室 電話番号 098(853)7350